

## 「新・放課後等の遊び場づくりモデル事業検討・提案会議（仮称）」設置要綱（案）

## （目的）

第1条 放課後等に学校施設を活用し、安全で安心して遊びや活動ができる場や機会を提供する新・放課後等の遊び場づくりモデル事業（以下「新モデル事業」という。）について、事業内容や手法等に関する具体的な検討や提案等を行うため、新・放課後等の遊び場づくりモデル事業検討・提案会議（以下「検討・提案会議」という。）を設置する。

## （検討・提案）

第2条 検討・提案会議は、新モデル事業の実施校の多様な取組みについて検討し、これを踏まえた新たな仕組み、企画事業等の提案を行うとともに、この提案に係る取組みについても検討し、必要によりさらなる提案を行うものとする。

## （組織）

第3条 検討・提案会議は、学識経験者、学生、関係団体の代表者、運営委員会関係者、事業従事者等のうちから市長が委嘱した委員をもって組織する。

## （委員の任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成23年3月31日までとする。  
2 委員が欠けたときは、必要に応じて補欠の委員を委嘱する。

## （委員長及び副委員長）

第5条 検討・提案会議に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。  
2 委員長は、会議を代表し、会務を総理する。  
3 検討・提案会議に副委員長を置き、委員長が委員のうちからこれを指名する。  
4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けた時は、その職務を代理する。

## （会議）

第6条 委員長は、検討・提案会議の会議を招集し、その議長となる。  
2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

## （会議の公開）

第7条 会議は、原則としてこれを公開する。ただし、委員長が、会議における審議の内容が、福岡市情報公開条例第7条各号に掲げる情報（非公開情報）に関するものであると認めるとき、又は会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認めるときは、この限りでない。

## （幹事）

第8条 検討・提案会議に幹事を置き、市民局コミュニティ推進課長、教育委員会学校指導課長、東区地域振興課長の職にある者をもって充てる。  
2 幹事は、会議に出席して意見を述べることができる。

## （事務局）

第9条 検討・提案会議の事務局は、こども未来局こども育成課に置く。  
2 事務局に事務局長を置き、こども未来局こども育成課長の職にある者をもって充てる。

## （その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討・提案会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

## 附 則

この要綱は、平成20年12月18日から施行する。